

# 保全命令申立て却下に対する即時抗告申立書

2017（平成29）年6月23日

福岡高等裁判所 御中

抗告人ら代理人

弁護士 冠 木 克 彦



弁護士 武 村 二三 夫



弁護士 大 橋 さ ゆ り



弁護士 谷 次 郎



当 事 者 の 表 示

抗告人の表示 別紙抗告人目録記載の通り

抗告人代理人の表示 別紙抗告人代理人目録記載の通り

相手方の表示 別紙相手方目録記載の通り

上記当事者間の佐賀地方裁判所平成23年（ヨ）第21号、平成28年（ヨ）第49号玄海原子力発電所3号機、4号機再稼働差止仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成29年6月13日にした却下決定に対し、不服があるので、即時抗告の申立てをする。

第1 原決定の表示

- 1 債権者らの申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は債権者らの負担とする。

第2 即時抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方は、玄海原子力発電所3号機、並びに、4号機を再稼動させてはならない。
- 3 申立費用は、原審、抗告審ともに相手方の負担とする。  
との裁判を求める。

第3 即時抗告の理由

追って、即時抗告理由書を提出する。

以上